

長野県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住） を変更し、飯田市8地区を「重点地区」に指定しました

県では、二地域居住の更なる促進に向けて、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）」第5条第1項に基づき策定した、「長野県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）」を変更し、新たに飯田市の8地区を二地域居住を特に促進する「重点地区」に指定しました。

■ 「重点地区」指定の背景

飯田市は、南アルプスと中央アルプスに抱かれた自然豊かな都市で、「りんご並木」や人形劇など独自の文化が根付いています。製造業や果樹栽培が盛んで、最近では「焼肉のまち」としても知られています。交通面では、中央自動車道で愛知県（名古屋）から車で約1時間40分、東京からでも車で約3時間15分と二地域居住も可能な距離です。将来的にはリニア中央新幹線の開業によって、愛知県や東京都への移動がより便利になることが期待され、今回指定した8地区では、地域に新たな拠点や交流の場が生まれ、多様な人材が地域と関わりながら活動を広げていくことが期待されています。

■ これまでの経過

- 令和7年2月10日 全国の都道府県で初めて「広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）」を策定し、塩尻市の3地区を「重点地区」に指定
- 3月27日 塩尻市で県内初の「特定居住促進計画」を策定
- 7月4日 白馬村の2地区を「重点地区」に指定
- 7月10日 白馬村で「特定居住促進計画」を策定
- 10月31日 小布施町の1地区を「重点地区」に指定
- 12月1日 小布施町で「特定居住促進計画」を策定
- 令和8年2月16日 茅野市の3地区を「重点地区」に指定
- 3月12日 茅野市で「特定居住促進計画」を策定

※ 県の計画で「重点地区」に指定された市町村は「特定居住促進計画」を策定できるようになり、二地域居住等に係る拠点施設の整備等への国の財政支援が受けやすくなります。

■ 新たに指定した箇所

飯田市 下久堅地区、上久堅地区、千代地区、龍江地区、川路地区、三穂地区、
上村地区、南信濃地区

変更後の計画は別添のとおり

■ 県の取組の方向性

二地域居住は、交流や新たなビジネス創出を促し、地域経済の活性化、コミュニティの再生や、柔軟なライフスタイルにより個人のウェルビーイングの向上等が期待されます。

人口減少社会での地域活力向上のため、県では「マルチタスク（一人多役）・マルチハビテーション（多拠点生活）」の実現を目指し、二地域居住を積極的に促進し、人々の多様な生き方・働き方を応援していきます。

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

女性・若者から選ばれる
県づくりプロジェクト

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

担当 企画振興部地域振興課
信州暮らし推進係 伊東、牧

電話 026-235-7024（直通）
025-232-0111（代表）内線3789

FAX 026-235-7397

E-mail iju@pref.nagano.lg.jp